

証券コード：6596

2020年6月12日

株 主 各 位

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2168 番地 10

筑波精工株式会社

代表取締役社長 傳 寶菜

第 35 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 35 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日(月曜日) 午前11時

2. 場 所 栃木県宇都宮市大通り二丁目4番6号
ホテル ニューイタヤ 地下1階会場
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合、新型コロナウイルスの感染状況によって総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsukubaseiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認の上、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

(添付書類)

事業報告

2019年4月1日から

2020年3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続く中、製造業の生産や設備投資の一部に弱さが見られたものの、企業収益は総じて底堅く推移し、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、海外の景気については、緩やかな回復傾向が見られたものの、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速、英国の EU 離脱、中東情勢の緊迫化、戦後最悪と言われる日韓関係の悪化等に加えて、昨年末から中国湖北省武漢市を中心に全世界へと感染が広まった新型コロナウイルス問題により、WHO によるパンデミック宣言をきっかけとした全世界的な都市封鎖（ロックダウン）政策などの市民レベルで行動を制限され、国内外共に広く工場の操業停止、企業活動の制限などに繋がっており、先行きは不透明な状況となりました。

このような経済環境のもとで、当社は長年培ってきた独自の静電チャック技術のさらなる向上と、顧客のニーズに合致した各種アプリケーション開発を積極的に推進するとともに、生産能力の増強や開発力の強化を継続することで、売上高、利益の拡大に努力してまいりましたが、大口の受注につながる評価用製品の販売とこれに続くマザーライン用の大口販売を予定したタイミングが、海外ファンドリにおける工場操業停止期間に重なったことから、中間期までの遅延等による影響を吸収することができませんでした。

売上につきましては、海外最大手ファンドリへのサポーターの販売を成功させることで、2 番手以下の案件を次々に獲得する施策を実行してまいりましたが、商談の途中から、顧客が投資効率を高める為にウエハの極大化と極薄化を同時に進める経営判断を下したことで、それまで準備してきた自動機の性能を飛躍的に高める必要が生じ、自動機メーカーがこれに対応する時間が想定を上回るなどの結果、売上は前年実績を大きく下回りました。

また、利益につきましては、売上総利益の減少に対応すべく経費抑制に努めましたが、先行投資及び内部管理体制の維持向上の為に販管費の増加等の影響もあり、減益となりました。また、当事業年度において、静電界を用いた吸着システム事業の有形固定資産及び無形固定資産（以下、「対象資産」という。）について減損の兆候が認められたため、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能額を慎重に比較検討した結果、当該対象資産について減損損失 183 百万円を計上しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 168 百万円（前期比 49.4%）となりました。損益面では営業損失 188 百万円、経常損失 189 百万円、減損損失を加えた当期純損失は 380 百万円となりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「1. 株式会社の現況に関する事項 (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

【製品分類別概況】

（サポーター）

サポーターの最大のユーザー候補である海外大手ファンドリは、今期秋口に市場要求に応える為、今後2年程度のボリュームゾーンと目されてきた8インチ（200mm）ウエハでのラインの立ち上げ検討を停止し、様々な市場要求を全て充足する12インチ（300mm）ウエハを使ったライン構築を優先する方針としました。

また、サポーターによる半導体製造は、極薄の半導体を製造ラインに投入する為の「自動機」が必須となると、「自動機」製造は今月中旬まで当社の協力会社に委ねてまいりましたが、協力会社による極薄の半導体のハンドリング技術開発が困難を極めており、関連するシステムのバグの解決に想定以上の時間が必要となりましたことから、当社のサポーター及び極薄の半導体ハンドリングに関するノウハウを積極的に提供することで、協力会社で自動機開発が一気に加速しています。この為、現状では大手ファンドリとの商談も従前とは様変わりし、プロジェクトのサイズアップが期待できる状況となりました。

このような状況の中、第4四半期初旬より、中国武漢市を中心に発生した新型コロナウイルスの感染拡大による影響が日々刻々と広がりを見せ、当初の想定を超えて悪化しました。当社の取引先の大手ファンドリにおいても、中国政府並びに地方行政の指導の下、従業員の安全を最優先にする様々な対策が施され、従業員の工場立ち入り禁止により生産計画の延期を余儀なくされました。

当社といたしましても、当社従業員の感染防止と国内への感染拡大阻止を最優先する取り組みを行い、営業担当者による中国渡航禁止及び顧客による当社製品の評価試験への立会禁止措置などを実施いたしました。

当社は、従業員の安全確保に加え、現地ファンドリの半導体製造工場での操業再開の相当程度の遅延を想定し、2020年2月及び2020年3月に売上予定の中国案件及び台湾案件の一部について売上時期を来期以降へ延伸する必要があると判断し、2020年2月20日に今期業績予想を修正いたしました。

そのような状況下、2020年2月20日の修正予想どおりの39百万円の売上（当初通期予想350百万円に対して11%）となりました。

なお、当社製品が一部に組み込まれる予定の国家プロジェクトに関しては、中国全土で労働力が逼迫する中、評価試験に必要な労働力を十分確保し、次世代低抵抗IGBT/MOSFET製造の為の評価作業が終了したとの報告を受けています。これに対して当社でも大口受注に必要な製造設備の準備作業や部材調達、サポーターの大量生産向けの人材調達等の準備を進めてまいります。

（ステージ）

予想売上高は、新型コロナウイルスの影響を考慮して保守的に見積もっていた案件を当初の予定どおりこなしたことにより、2020年2月20日の修正予想78百万円に対して3百万円増の81百万円（当初通期予想168百万円に対して48.2%）となりました。

（その他）

その他製品の販売は、小口の各種アプリケーション製品の販売を中心に展開し、国内顧客需要の掘り起こしを丹念に実行したことで、2020年2月20日の修正予想45百万円に対して2百万円増加の47百万円（当初通期予想42百万円に対して111.9%）となりました。

(2) 設備投資の概況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、191 百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に取得・完成した主要設備

- ・ サポーター製造能力の拡大のための3段大型高温真空プレス装置増設
- ・ サポーター製造能力の拡大のためのピコレーザーカッター装置新設
- ・ 製造・販売・在庫・原価管理を統合するE R Pシステム新設

ロ. 当事業年度から次年度にかけて継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ ローダー/アンローダー自動機デモ機
- ・ サポーター量産用の検査治具の生産
- ・ サポーター量産用のクリーンブース、高温槽他の増設拡充
- ・ サポーターの吸着良否判定装置新設・増設

※当事業年度においてはロ.に記載の設備投資は行われておりません。

ハ. 当事業年度において実施した重要な固定資産の撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、米中貿易摩擦に加え、コロナウイルスによる全世界的な景気減速など、世界経済の先行きが見えないリスクに晒されております。一方、ハイブリッド車や電気自動車などの電動化・脱石油化のニーズは広がっており、今後次世代低抵抗 IGBT/MOSFET の需要は大きく拡大することが期待されます。また、今後急速に立ち上がる 5G 関連のニーズも期待が高まりつつあります。

電気自動車向けインバーターの中心部品である IGBT、IoT 普及に伴うメモリ、間近に迫った 5G の商用化により需要が高まる 5G の RF フロントエンド半導体等、いずれもウエハの薄化後のウエハ裏面プロセスが最重要課題である中、当社製品のサポーターは薄ウエハプロセス時のウエハキャリアとして機能することが可能です。今後、50 ミクロン厚のウエハのプロセスを実現することで、自動運転から IoT まで、半導体の進化の「限界突破」に必須とされる超薄ウエハのプロセスニーズに応えてまいります。

当社は、創業以来事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。変化の速度が増す産業機械分野におきましては、今後も静電チャックが実現する高付加価値な生産技術への期待は高く、当社は一層の対応能力が求められております。当社はこのように高まる静電チャックへの需要にこたえるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、生産技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な体制整備を推し進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 2017 年 3 月期	第 33 期 2018 年 3 月期	第 34 期 2019 年 3 月期	第 35 期 2020 年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	79,643	217,650	340,642	168,132
営 業 利 益 (千円)	△95,162	△9,598	1,252	△188,648
経 常 利 益 (千円)	△94,944	△10,965	△56,315	△189,260
当 期 純 利 益 (千円)	△95,388	1,213	△62,365	△380,462
1 株当たり当期純利益 (円)	△35.09	0.11	△19.27	△102.11
純 資 産 (千円)	128,125	113,927	920,312	539,849
総 資 産 (千円)	173,002	338,518	995,038	654,695
1 株当たり純資産 (円)	23.65	18.72	247.00	144.89

注 1) 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

注 2) 2018 年 6 月 21 日付で、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 32 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び 1 株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020 年 3 月 31 日現在)

事 業 の 種 類	事 業 の 内 容
静電界を用いた吸着システム事業	静電チャックの開発・製造・販売

(8) 主要な営業所 (2020 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本 社	栃木県河内郡上三川町

(9) 従業員の状況 (2020 年 3 月 31 日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
18 名	45.9 歳	5.5 年

(10) 主要な借入先及び借入額 (2020 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借入額
(株)日本政策金融公庫	10,000 千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、当事業年度において営業損失 188 百万円、経常損失 189 百万円、当期純損失 380 百万円を計上しております。以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績黒字化を達成し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な対応策は次のとおりであります。

1. サポーターが取り扱う半導体の薄型化により、当社協力会社による自動機の技術開発が追いつかず、自動機の開発が足踏みする状況がみられ、一部では予算達成の障害ともなっておりました。
この状況を打開する為、当社の持つ技術を積極的に提供してサポーターの特性に最適化した自動機のプロトタイプを開発し、協力会社に提供したことにより自動機の開発が進捗し、大口取引の障害となる事象は解消するものと判断しております。なお、当初の予定どおり当社営業活動支援の為、海外に自動機の設置場所を設け、サポーターと半導体の着脱の状況が見学可能なショールームとして利用する予定です。
2. 経費の見直しを実施し、外部ベンダーや業務委託先の契約更改・契約終了等による経費圧縮を積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。
3. 財務状態の改善・手元流動性による経営の自由度確保を目指し、銀行借入等の資金調達を進め、現状では当座貸越(未実行)枠 45 百万円を設定するとともに、大口案件獲得の際にはプロジェクトファイナンスの方法で部材仕入額相当の借入を実行するべく取引先銀行と交渉を継続しております。

以上のような施策を行うことにより、収支の好転と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000 株
- (2) 発行済株式総数 3,806,000 株
- (3) 当事業年度末の株主数 50 名
- (4) 上位 10 名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	381,000	10.22
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION	361,000	9.68
株式会社オプトラン	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	275,000	7.38
柿崎尚志	270,000	7.24
樋口俊郎	258,000	6.92
TEL Venture Capital Inc.	255,000	6.84
傳 寶菜	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	200,000	5.36
坂井正明	180,000	4.83

注1) 当社は自己株式を 80,000 株保有しています。

注2) 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

注3) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨て表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

区分	名称	新株予約権 の数	新株予約権の目的と なる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する 者の人数
取締役	第3回 新株予約権	545,000 個	普通株式 545,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	3名
社外 取締役	第3回 新株予約権	20,000 個	普通株式 20,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	2名

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

区分	名称	新株予約権 の数	新株予約権の目的と なる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する 者の人数
従業員	第3回 新株予約権	35,000 個	普通株式 35,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	7名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
傅 寶菜	代表取締役社長	—
坂本 英男	取締役	—
松坂 一生	取締役	—
樋口 俊郎	取締役	東京大学名誉教授
川瀬 信雄	取締役	ジョインテック株式会社 代表取締役
金井田 克司	監査役	—
安岐 浩一	監査役	ひびき監査法人 代表社員
酒井 明彦	監査役	—

- 注1) 取締役 樋口俊郎氏、川瀬信雄氏は社外取締役であります。
- 注2) 監査役 金井田克司氏、安岐浩一氏、酒井明彦氏は社外監査役であります。
- 注3) 当社は監査役金井田克司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 注4) 監査役金井田克司氏は経理財務業務に従事した経験を有しており、また、監査役安岐浩一氏は会計士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役樋口俊郎氏と取締役川瀬信雄氏、並びに監査役金井田克司氏、監査役安岐浩一氏及び監査役酒井明彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬	
	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5 名 (2 名)	31,327 千円 (6,000 千円)
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	7,767 千円 (7,767 千円)
合計 (うち社外役員)	8 名 (5 名)	39,094 千円 (13,767 千円)

- 注1) 当事業年度末における取締役は 5 名、監査役は 3 名であります。
- 注2) 新株予約権による報酬及び使用人兼務役員の使用人分給与は含んでおりません。
- 注3) 2004 年 11 月 8 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額金 50,000 千円以内（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と決議いただいております。また、2018 年 6 月 20 日開催の定時株主総会において、監査役の報酬額を年額金 15,000 千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外取締役 樋口俊郎

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東京大学の名誉教授であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は 100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

②社外取締役 川瀬信雄

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ジョインテック株式会社の代表取締役であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は 100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

③社外監査役 金井田克司

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

④社外監査役 安岐浩一

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ひびき監査法人の代表社員であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は87.5%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は75.0%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

⑤社外監査役 酒井明彦

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は93.8%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100.0%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あかり監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,400 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,400 千円

注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査及び金融商品取引法第193条の2第1項に準ずる監査の各々の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2) 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等

を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等につき同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務の執行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任又は不再任とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法 340 条第 1 項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のように定めております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全役員、従業員に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に関する文書・情報を適正に保存・管理するために、文書管理規程を制定し、文書・情報が適切に保管及び保存される体制の整備を行います。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、当社全体のリスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。
- h. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。
- i. 監査役がその職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針
監査役が、監査役がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を負担することとしております。
- j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制
監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念・経営ビジョンを策定し、高い企業倫理と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を行うとともに、「コンプライアンス規程」を制定して全役職員に法令遵守の徹底を図りました。また、代表取締役を委員長とした内部統制委員会を開催し、コンプライアンス体制の構築と推進及び財務情報の適正性維持に取り組んでおります。取締役会を毎月一回以上開催し、取締役及び監査役は審議事項について活発な意見交換を行っており、特に社外取締役・監査役は独立的かつ客観的・専門的な立場から意見表明し、取締役の業務執行について積極的に提言を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会等の議事録を始め稟議書及び重要な契約書等業務執行に関する文書を適切に保管しております。また、監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧するとともに、定期的に監査しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、それに対処する具体的な統制活動や見直しを行う為に PDCA サイクルを回しております。また、内部監査担当者は各部門のリスク管理の実態について監査しており、重要な契約等の法務チェックは適宜顧問契約先である法律事務所をお願いしております。また、中国・台湾での事業拡大に伴い、当該地域の法務サポートが受けられる体制を整備しました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役等がその職務を効率的に執行できるように取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等を定め、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。また、代表取締役等が取締役会でその職務執行状況を報告しています。尚、取締役会は月次業績レビューを通じ、適宜経営課題を把握し、必要な是正を行うことで職務執行の効率化を図っております。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会等重要な会議に出席することで、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとっております。また、監査役は内部監査担当者による内部監査の実施状況等について報告を受け、必要に応じて意見を述べています。

尚、「内部通報制度運用要領」により、公益通報制度の存在、具体的な処理等を規定しており、その説明会を開催し、周知徹底を図っております。

⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と半期に一回意見交換会を実施し、相互の意思疎通と信頼関係の構築を行っています。また、監査役は会計監査人と定期的に、会計監査人の監査報告・監査計画及び監査実施状況等について報告を受け、また意見交換を行って会計監査人との連携を図るとともに、内部監査担当者と四半期に一回意見交換会を実施し、内部監査結果及び改善施策について報告を受け、連携を通じて監査役としての監査機能の強化を図っております。

⑦ 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

監査役が、監査役の職務を執行するために必要な費用は全額負担しております。

⑧ 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

内部通報者を保護することを定めた、「内部通報制度運用要領」を策定し、当社取締役及び使用人向けに社内の勉強会を開催するなど、周知徹底・運用強化を図っております。

貸 借 対 照 表

(2020 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	602,136	流動負債	64,172
現金及び預金	540,147	支払手形	9,353
電子記録債権	2,551	電子記録債務	14,842
売掛金	22,911	買掛金	5,555
製品	3,200	未払金	5,539
仕掛品	2,039	未払費用	3,913
原材料	10,584	未払法人税等	5,854
貯蔵品	157	預り金	2,106
前払費用	1,966	前受金	5,130
未収収益	4	賞与引当金	3,351
未収還付消費税等	18,572	製品保証引当金	1,524
		リース債務	7,000
固定資産	52,558	固定負債	50,673
有形固定資産	17,113	長期借入金	10,000
建設仮勘定	17,113	リース債務	40,673
		負 債 合 計	114,846
投資その他の資産	35,444	純 資 産 の 部	
差入保証金	35,444	株主資本	539,849
		資本金	907,300
		資本剰余金	857,300
		資本準備金	857,300
		利益剰余金	△1,220,750
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△1,223,250
		別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	△1,236,250
		自己株式	△4,000
		純 資 産 合 計	539,849
資 産 合 計	654,695	負債・純資産合計	654,695

* 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		168,132
売上原価		164,621
売上総利益		3,510
販売費及び一般管理費		192,159
営業損失 (△)		△188,648
営業外収益		
受取利息	16	
受取保険金	658	
受取和解金	300	
雑収入	40	1,015
営業外費用		
支払利息	1,356	
為替差損	269	1,626
経常損失 (△)		△189,260
特別損失		
固定資産除売却損	0	
減損損失	183,948	183,948
税引前当期純損失 (△)		△373,208
法人税、住民税及び事業税	1,071	
法人税等調整額	6,182	7,254
当期純損失 (△)		△380,462

* 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本準備金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△855,787	△840,287
当期変動額							
当期純損失 (△)						△380,462	△380,462
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△380,462	△380,462
当期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△1,236,250	△1,220,750

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△4,000	920,312	920,312
当期変動額			
当期純損失 (△)		△380,462	△380,462
当期変動額合計	-	△380,462	△380,462
当期末残高	△4,000	539,849	539,849

* 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料	先入先出法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007 年 3 月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：	15 年
機械及び装置：	8 年
工具、器具及び備品：	5～6 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証相当額とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修の支出に備えるため、過去の実積率に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴い 2020 年 4 月 7 日に日本政府により発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、当社においては、当該感染症の感染拡大予防措置として、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しております。これは、当社資産の回収可能額、特に当該資産の継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼすものであります。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、減損の兆候がある資産に関する将来キャッシュ・フローの見積り等の会計上の見積りについては、過去に発生した感染症事例や、当該見積りに影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、今後少なくとも 2021 年 3 月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくものとの仮定を置いております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 234,310 千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

減損に関する注記

事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び総数

① 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,806,000 株

② 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 80,000 株

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主なものは、税務上の繰越欠損金、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失、原材料及び製品に係る棚卸評価損の否認等であります。

なお、繰延税金資産と同額の評価性引当額を計上しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

熱プレス機及びチラー（機械装置）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては当面行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。

また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)2. 参照)

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	540,147	540,147	-
(2) 電子記録債権	2,551	2,551	-
(3) 売掛金	22,911	22,911	-
(4) 前払費用	1,966	1,966	-
(5) 未収還付消費税等	18,572	18,572	-
(6) 未収収益	4	4	-
(7) 差入保証金	29,700	27,062	2,637
資産計	615,855	613,217	2,637
(1) 支払手形	9,353	9,353	-
(2) 電子記録債務	14,842	14,842	-
(3) 買掛金	5,555	5,555	-
(4) 未払金	5,539	5,539	-
(5) 未払費用	3,913	3,913	-
(6) 未払法人税等	5,854	5,854	-
(7) 預り金	2,106	2,106	-
(8) 前受金	5,130	5,130	-
(9) リース債務（1年内返済予定を含む）	47,674	47,481	193
負債計	99,970	99,777	193

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 前払費用、(5) 未収還付消費税等、(6) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)未払金、(5)未払費用、(6)未払法人税等、(7)預り金、(8)前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9)リース債務（１年内返済予定を含む）

元金利の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額（千円）
長期借入金（※） 1	10,000
差入保証金（※） 2	5,744

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、貸借対照表計上額は敷金償却後の金額を計上しております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	540,147	-	-	-
電子記録債権	2,551	-	-	-
売掛金	22,911	-	-	-
未収還付消費税等	18,572	-	-	-
未収収益	4			
差入保証金	-	29,700	-	-
合計	584,188	29,700	-	-

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	10,000
リース債務	7,000	7,251	33,422	-	-	-

デリバティブ取引

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	144円89銭
1株当たり当期純損失(△)	△102円11銭

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人

指 定 社 員

公認会計士 狐 塚 利 光

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 林 成 治

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、筑波精工株式会社の 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報の注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続している。また、減損の兆候がある資産に関する将来キャッシュ・フローの見積り等の会計上の見積りについては、今後少なくとも 2021 年 3 月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくものとの仮定を置いている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【監査役会の監査報告書】

監査報告書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第３５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２０年５月２６日

筑波精工株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	金井田 克 司
社外監査役	安 岐 浩 一
社外監査役	酒 井 明 彦

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役 5 名選任の件

取締役 5 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社 株式の数
傅 寶菜 (1969年10月9日生)	2001年6月 2004年6月 2009年10月 2010年5月 2012年5月	三洋シリコン電子株式会社入社 当社入社 取締役技術部長 当社 常務取締役 技術担当 当社 代表取締役専務 当社 代表取締役社長（現任）	217,000株
(取締役候補とした理由) 傅寶菜氏は、当社入社時より現在の当社における中心事業である「静電界を用いた吸着システム事業」の研究開発並びに製品化を主導し、現在も当社事業の発展と拡大をリードする中心人物であります。当社事業の全てに精通するとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に生かすために、取締役として選任をお願いするものであります。			
松坂 一生 (1960年4月27日生)	1984 年 4 月 1987 年 6 月 1997 年 8 月 2001 年 7 月 2004 年 2 月 2017 年 2 月 2018年 4 月 2019年 6 月	三井海洋開発株式会社入社 Jardine Fleming Securities Ltd 証券会社東京支店入社 Paine Webber & Co. 証券会社東京支店入社 管理部長 日本トラスティサービス信託銀行株式会社入行 エイチ・エス証券株式会社入社 投資銀行本部公開引受部 株式会社プログレス入社 公開担当 当社入社 管理部長 当社 取締役管理部長（現任）	100株
(取締役候補とした理由) 松坂一生氏は、証券、金融分野に精通するとともに、財務政策、株主政策、IR活動等に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識や、当社の管理部長として当社の事業内容に精通してきた経験を、当社の内部管理体制強化やコーポレートガバナンスの強化に生かすために、取締役として選任をお願いするものであります。			
小谷田 博章 (1976年6月13日生) ※	2002 年 4 月 2006 年 5 月 2011 年 4 月 2018年 3 月	関東三洋セミコンダクターズ(株)入社 当社入社 当社 技術部 課長就任 当社 技術部 部長就任	20,000株
(取締役候補とした理由) 小谷田博章氏は、当社入社時より「静電界を用いた吸着システム事業」の研究開発並びに製品化を主導し、現在も当社技術部門の中心人物であります。技術者としての素養に恵まれ、技術的に困難なアプリケーション開発を推進する能力に秀でており、今後の当社の発展の要としてこれまでの経験と高い見識を活かすために、取締役として選任をお願いするものであります。			

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社 株式の数
樋口 俊郎 (1950年2月26日生)	1977年4月	東京大学生産技術研究所講師	258,000株
	1978年4月	東京大学生産技術研究所助教授	
	1991年11月	東京大学工学部教授	
	1995年4月	東京大学大学院工学系研究科教授	
	2005年 4 月	当社 社外取締役就任（現任）	
	2015年 6 月	東京大学名誉教授（現任）	
(社外取締役候補とした理由) 樋口俊郎氏は、東京大学大学院工学系研究科教授として、長年にわたり静電チャックの研究に携り、その経歴を通じて培った技術の専門家としての経験・見識から当社の経営の監督とチェック機能を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。			
川瀬 信雄 (1948年3月14日生)	1968年4月	富士通株式会社入社	—
	1980年8月	キヤノン販売株式会社	
	1997年4月	キヤノンへ移籍	
	2004年4月	半導体機器事業部 副事業部長	
	2010年4月	ジョインテック株式会社代表取締役（現任）	
	2014年5月	当社 社外取締役就任（現任）	
(社外取締役候補とした理由) 川瀬信雄氏は、大手電機メーカーでの半導体製造関連における幅広い勤務経験を有しており、事業のマネジメントの経験も豊富であります。これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かす為に、取締役として選任をお願いするものであります。			

注1) ※印は新任の取締役候補です。

注2) 各取締役候補と当社の間には特別の利害関係はありません。

注3) 樋口俊郎氏、川瀬信雄氏は、社外取締役候補であります。

注4) 社外取締役候補者樋口俊郎氏、川瀬信雄氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してから年数は本総会終結の時をもって、樋口俊郎氏は15年、川瀬信雄氏は6年であります。

注5) 当社は樋口俊郎氏、川瀬信雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。樋口俊郎氏と川瀬信雄氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

ホテル ニューイタヤ 地下1階会場
栃木県宇都宮市大通り二丁目4番6号
電話 028(635)5511 (代)



■ お車でお越しのお客様

東北自動車道 鹿沼 IC から JR 宇都宮駅に向かって約 20 分

東北自動車道 宇都宮 IC から約 25 分

■ JR でお越しのお客様

JR 宇都宮駅西口より、大通りを直進。徒歩約 5 分。 駅より 3 個目の信号を渡った左手